

伊勢崎市公共下水道事業

# 伊勢崎市公共下水道事業説明

伊勢崎市 上下水道局 下水道整備課  
伊勢崎市 上下水道局 総務課

# 次 第

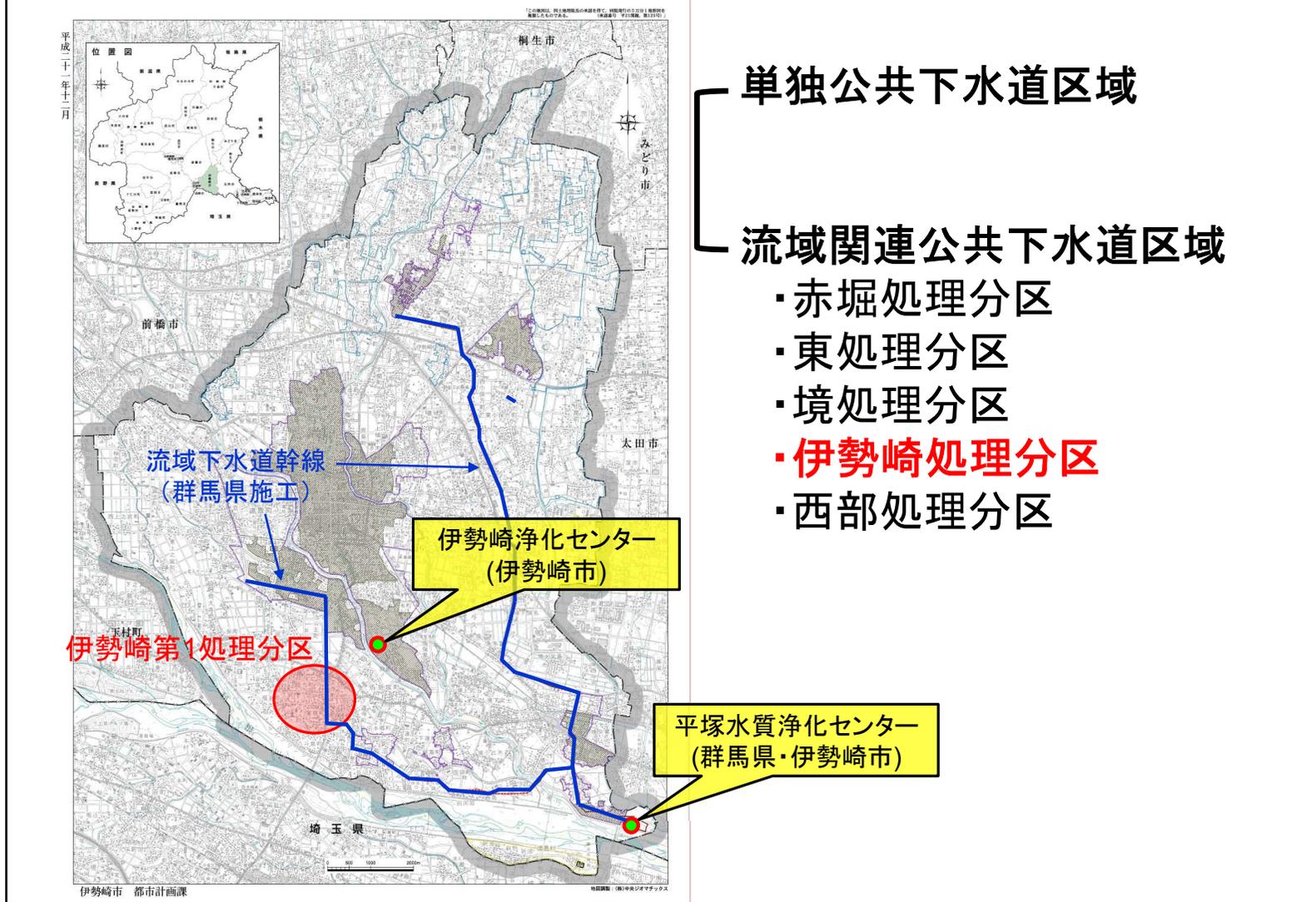
---

## 事業説明

- (1) 伊勢崎市の公共下水道
- (2) 伊勢崎第1分区の整備計画と工事の方法
- (3) 宅内排水設備
- (4) 受益者負担金・下水道料金等

# (1) 伊勢崎市の公共下水道

# 伊勢崎市の公共下水道



## 単独公共下水道区域

## 流域関連公共下水道区域

- ・赤堀処理分区
- ・東処理分区
- ・境処理分区
- ・伊勢崎処理分区
- ・西部処理分区

伊勢崎市では、生活環境の向上と、河川や水路などといった「公共用水域」の水質保全を図るため、公共下水道の整備を行なっています。

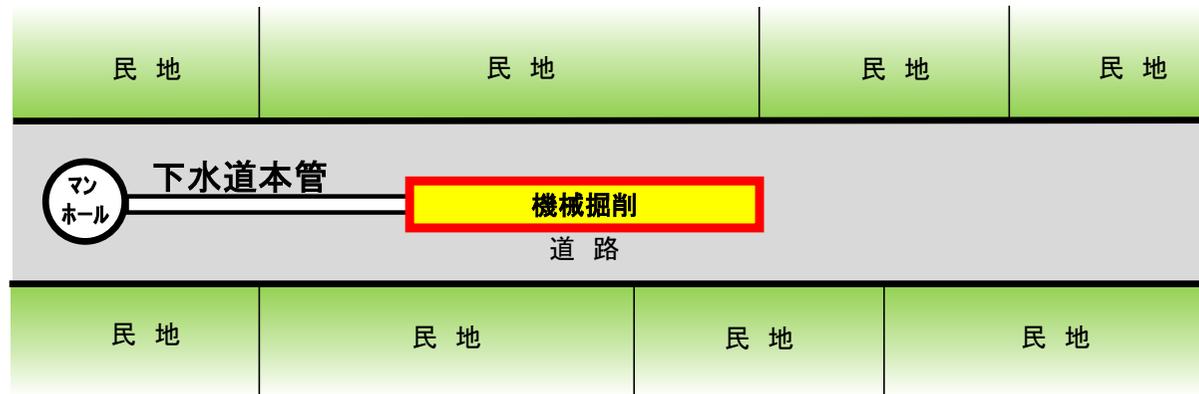
伊勢崎市の下水道には、2種類の下水道区域があり、主に旧伊勢崎市において、伊勢崎市が下水道管の整備を行い、伊勢崎浄化センターで処理をする「単独公共下水道」、旧伊勢崎の一部と、境、あずま、赤堀地区において、群馬県と伊勢崎市が協調して整備を行い、平塚水質浄化センターで処理をする「流域関連公共下水道」があります。今回の対象区域は流域関連公共下水道の伊勢崎処理分区のうち、伊勢崎第1処理分区という名称の区域となります。

## (2) 伊勢崎第1処理分区の 整備計画と工事の方法

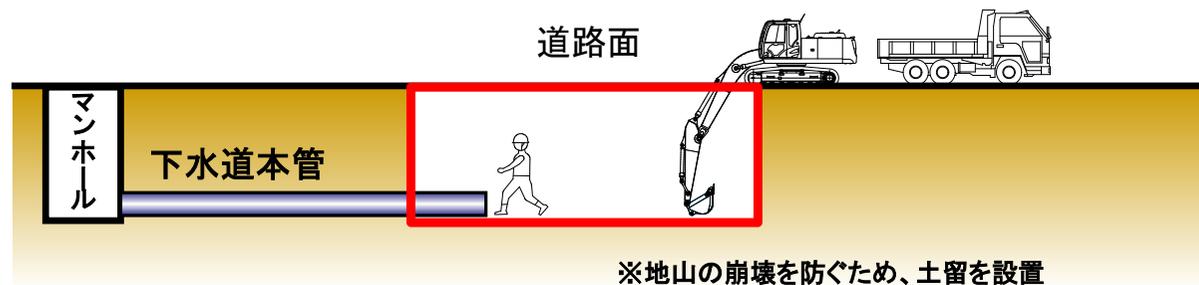


## ☆工事の方法☆【開削工法】

平面図

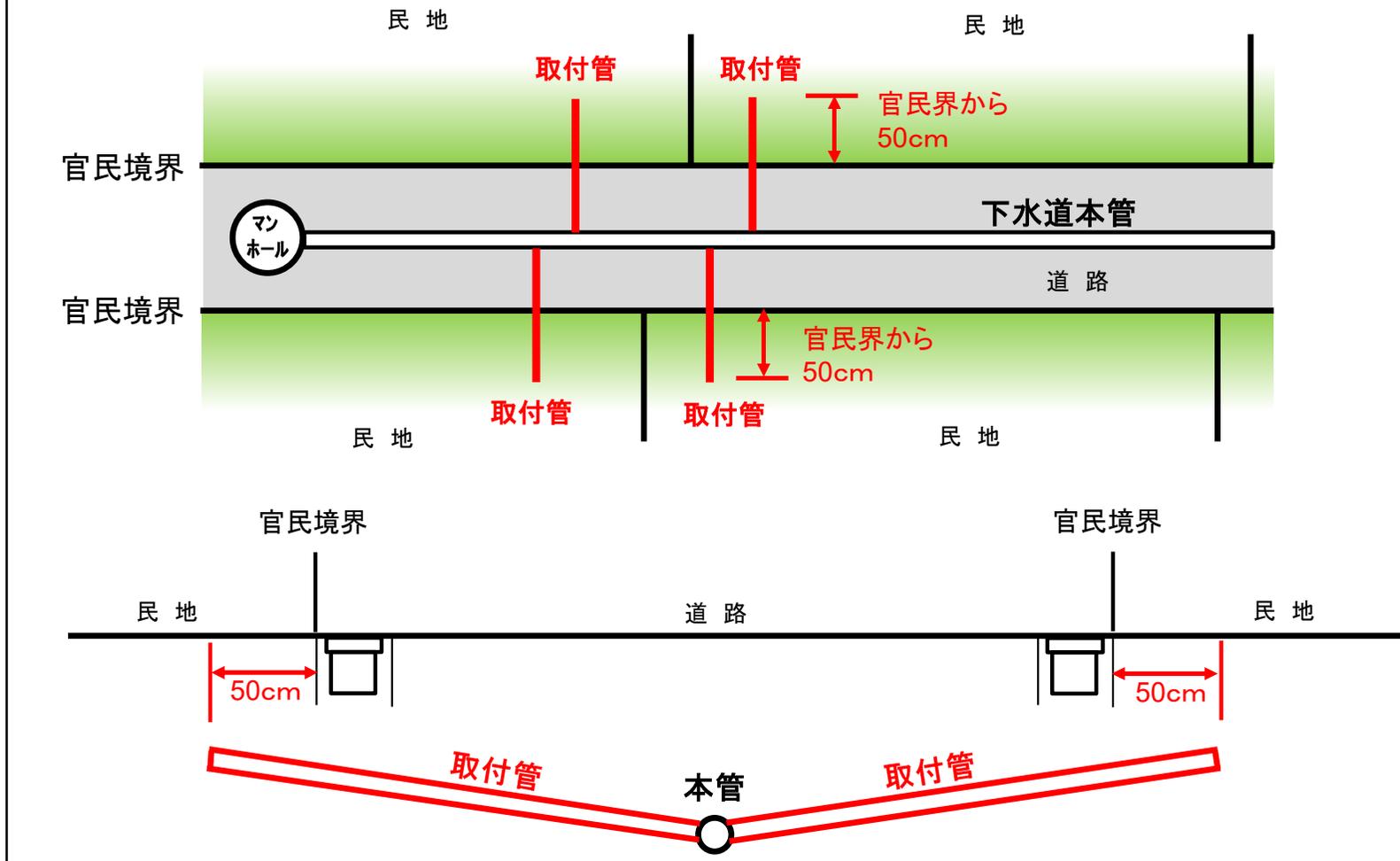


断面図



工事は、道路を機械で掘り、人力で管を埋めていく開削工法で行います。工事中は、なるべく皆様のご家庭へ車両の出入りができるよう調整し、施工しますが、家の前を工事するときなど出入りが出来なくなる場合があります。その際は工事の進捗に併せ、その都度個別にご相談させて頂きながら工事を進めていきます。一般的には仮駐車場などをご用意することになり、そちらへ車両の駐車や移動をお願いすることになります。

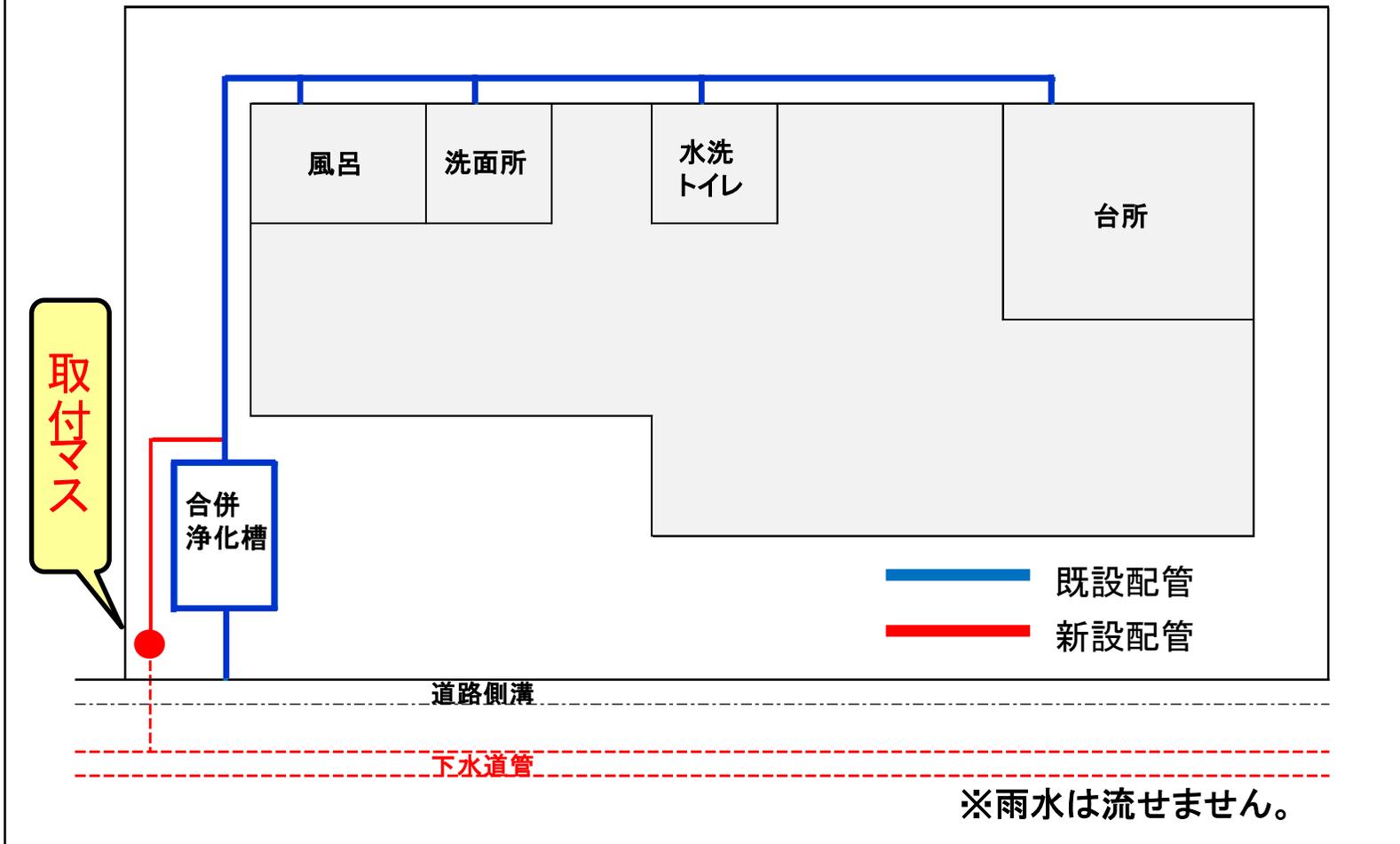
## ☆取付管について☆



下水道の本管工事と同時に、皆様の宅地から排出される汚水の流し口となる「取付管」という管を官民境界から宅地内に50cm程度まで施工します。下水道を使用する際は、この取付管に宅地内の配管をつなげていただくこととなります。取付管については、希望位置を皆様に決めていただき、その位置に設置させていただきます。取付管の位置は、皆様のお宅の現状の配管状況を考慮し、決定させていただきます。

## ☆取付管の位置の決め方☆

### 合併浄化槽の例



参考に現在が合併浄化槽の場合の例を紹介します。すでに風呂、洗面、トイレ、台所などの生活排水すべてを青い線の配管で一つにまとめてから浄化槽処理をしているので、既設の配管を利用して赤い部分の配管を設置することで下水道につなぐことができます。下水道接続後は浄化槽は不要となります。この際、雨水は下水道には接続できませんのでご注意ください。

なお、宅内の排水に関しましては、合併浄化槽のほかに単独浄化槽や汲み取り式の場合もあります。また、個々のお宅によって配管状況は異なります。配管状況によって現在の配管を利用することができる場合もありますので、取付管の位置を決める際は、建物を建築した時の工務店であったり、最寄りの設備業者にご相談されることをお勧めしております。

## ☆取付管設置調査書について☆

公共下水道汚水取付管設置調査書

年 月 日

下水道整備課 宛

住所 \_\_\_\_\_

設 置 者 氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

設置場所 住所 \_\_\_\_\_

---

取付管設置希望位置図

北側塀から1.0m

建物

取付管

北

取付管の位置については、工事前であれば変更可能です。

アンケート調査にご協力ください。

① 下水道に接続する時期について○印を記入してください。

1.すぐに接続したい    2.数年以内には接続したい    3.当面は接続できない

② 新築・増改築等の予定がありますか。

1.有 (      年    月頃予定 )    2.無

---

公共下水道汚水取付管の設置を承諾する。

土地所有者 土地所有者 住所 \_\_\_\_\_

及び建築物 氏名 \_\_\_\_\_ 印

所有者の承諾 建築物所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※土地所有者及び建築物の所有者が申込者と同じ場合は承諾は必要ありません。

見取り図に、取付管の希望位置をご記入ください。

公共下水道への接続時期について、ご記入ください。

**令和7年9月30日までに返信をお願いします。**

取付管の位置については、このような「取付管設置調査書」に記入していただきます。中ほどに下水道への接続時期に関するアンケート欄がありますので、そちらにもご記入をお願い致します。

なお、現在行っている設計に反映させるため、令和7年9月30日までにお送りくださいますようお願い致します。なお、来年度から順次整備を進めていくなかで、工事箇所となる沿線のお宅には、この「取付管設置調査書」をもとに個別にお話をさせていただきますながら取付管を設置していくこととなります。

☆供用開始時期☆

下水道の使用開始は

令和9年3月31日以降  
(工事完成路線から順次) を

予定しております。

\* 工事の進捗によって前後する場合があります。

下水道の使用開始が可能となる時期につきましては、本管工事及び取付管工事の完成後となります。令和8年度から本格的に本管及び取付管の工事をいたしますので、皆様が下水道を使用できるのは令和9年3月31日以降、順次となります。下水道工事を行う箇所につきましては担当職員が工事前にご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

### **(3) 宅内排水設備について**

こちらの資料に沿って  
ご説明します。

## 水洗化工事の手引き

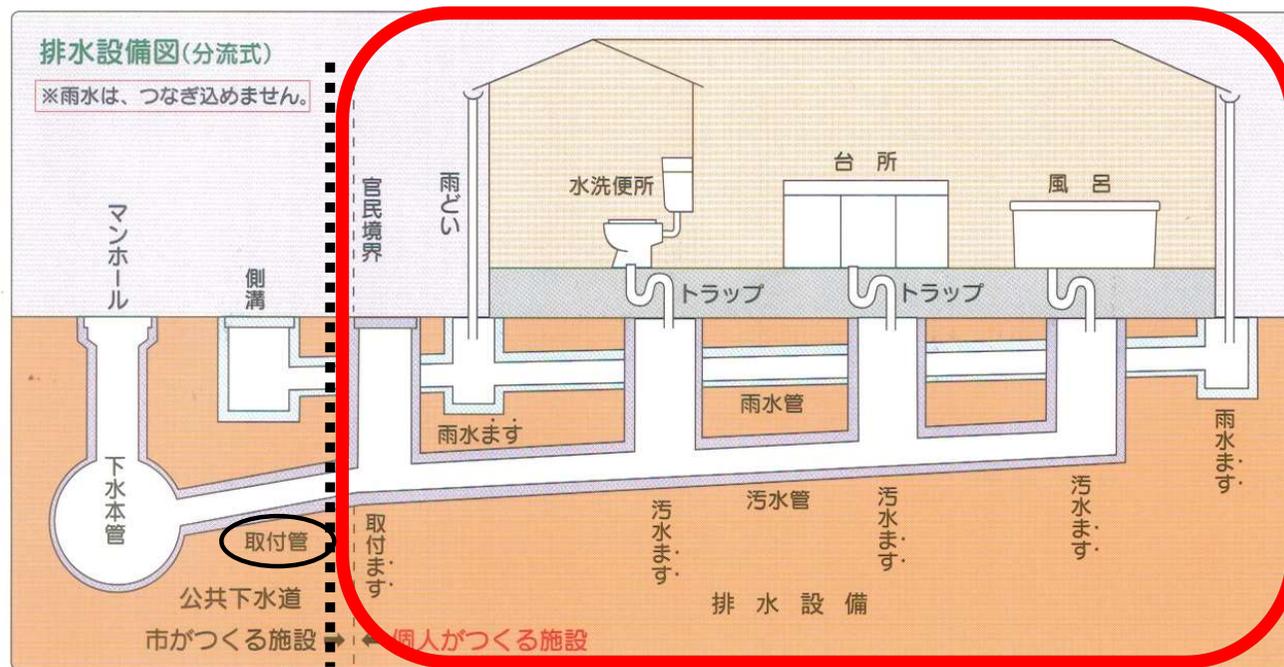
排水設備とは  
排水設備工事の手続き  
融資制度  
補助金制度  
下水道の使用料



  
伊勢崎市

## 排水設備とは？

公共下水道の供用が開始されたときは遅滞なく家庭から出る汚水を公共下水道へ流すための排水管、ますなどを設置しなければなりません。（下水道法第10条）これを排水設備といいます。個人の負担でつくり管理していただく私設下水道です。



市がつくる施設

個人がつくる施設

公共下水道の供用が開始されたときは遅滞なく家庭から出る汚水を公共下水道へ流すための排水管、ますなどを設置しなければなりません。この排水管やますを排水設備といい、個人の負担でつくり管理していただく部分(赤い四角囲み)になります。

## ◎ トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道が完成し、お住いの地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3) また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。(建築基準法第31条)

## ◎ 浄化槽は廃止しましょう

処理区域内のご家庭では、浄化槽は不要ですので、浄化槽は廃止して直接公共下水道へ流すようにしてください。

## ◎ 「排水設備」は建築物の所有者がつくります

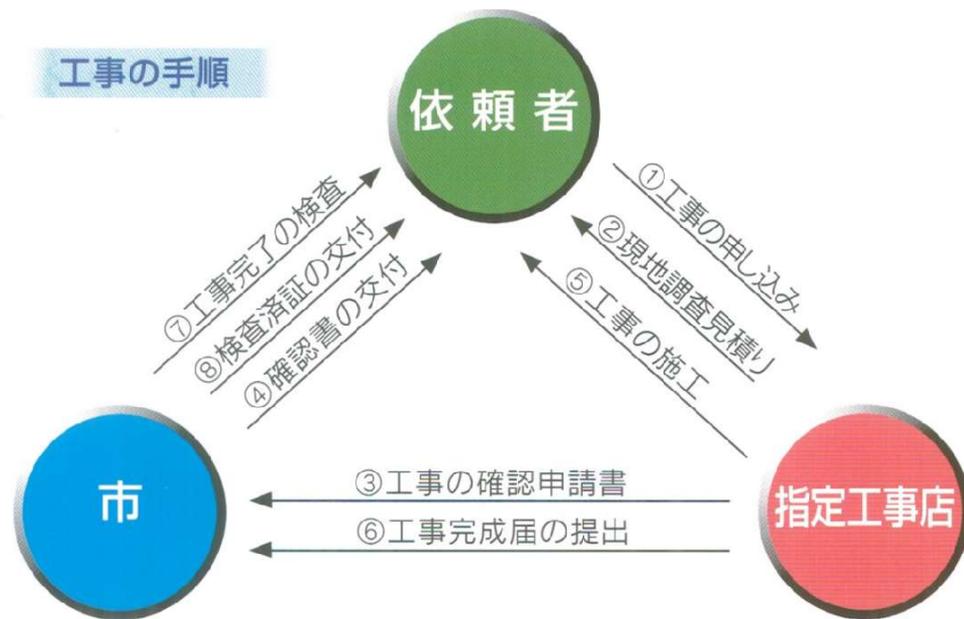
水洗トイレへの改造や排水設備の工事は、建築物の所有者に義務づけられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事をすることもできますが、この場合は建築物の所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前によく確かめるようにしてください。

公共下水道が完成し、お住まいの地域が処理区域になりますと、くみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に、公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。浄化槽をお使いの場合、公共下水道への接続が完了すると浄化槽は不要となります。水洗トイレへの改造や排水設備の工事は、建築物の所有者に義務付けられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事をすることもできますが、この場合、建築物の所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前によく確かめるようにしてください。

## ■ 排水設備（水洗化）工事の手続き

### 工事は必ず「指定工事店」で

排水設備（水洗化）工事をするときは必ず市が指定した「指定工事店」へお申込みください。「指定工事店」は基準に合った完全な設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事費の請求や粗悪工事などをなくして、安心して工事をまかせることができるように市が指定したものです。「指定工事店」以外のところで工事をしますと、工事完成後の検査を受けられず、無効工事となって工事のやり直しをしていただくことになります。



排水設備工事をするときは、必ず市が指定した指定工事店へお申し込みください。指定工事店は、基準に合った設備を作る資格を持っており、不当な工事費の請求や粗悪工事などが無いよう、市が指定した工事店になります。まずは、皆様から指定工事店に直接工事の申し込みをしていただき、工事費の見積もりを取っていただきます。その際、指定工事店によって施工内容により工事費の見積金額にばらつきがありますので、2～3社ほど見積りをとっていただき、納得のいく指定店へ工事をお願いしてください。

## 私道対策について

下水道管は公道に布設されるのが原則ですが、家屋は公道に面しているとは限らず私道に面している場合もあります。一定の条件が整えば公費で排水管を布設する場合がありますので、詳しくは **下水道整備課** へ問い合わせして下さい。

## 補助金制度

処理区域内のご家庭で、汲み取り便所を水洗化トイレに改造し、公共下水道への接続工事をしたり、浄化槽を廃止して公共下水道へ接続する工事をした場合、市から補助金が交付されます。ただし、法人又は店舗、旅館、官公署その他の事業所が事業のために使用しているものは対象になりません。

**供用開始公示日から1年以内に公共下水道の使用を開始した場合...100,000円**

※ただし、工事費が補助金額を超えなかった場合は該当工事費が補助金額となります。

公共下水道管は公道に布設されるのが原則ですが、家屋は公道に面しているとは限らず私道に面している場合もあります。一定の条件が整えば市の工事で私道に排水管を布設することが可能ですので、下水道整備課へ問い合わせして下さい。

次に、補助金制度についてです。下水道が使えるようになった日、供用開始公示日から1年以内にお使いの浄化槽や汲み取り便所から公共下水道への接続工事を行いますと、補助金が交付されます。補助金は1件あたり10万円になります。ただし、工事費が10万円を超えなかった場合は、その工事費が補助金額となります。ただし、法人又は店舗、旅館、官公署その他の事業所が事業のために使用しているものは対象になりませんのでご注意ください。

## **(4) 受益者負担金・下水道使用料**

## 受益者負担金とは

---

公共下水道は誰でも利用できる道路・公園などとは異なり、利益を受ける人(受益者)は下水道整備区域内の方に限られてしまいます。

そこで、区域内の方に建設費の一部を負担していただくことで、負担の公平性を図るというのが『**公共下水道事業受益者負担金制度**』です。

負担金単価については、伊勢崎市公共下水道使用料等審議会で決定したものです。

## 受益者負担金額

---

伊勢崎負担区の単位負担金額は

**1単位「182,000円」**です。

この単位負担金額に建物用途に応じた単位数を乗じて得た額が受益者負担金額になります。

# 受益者負担金額の計算方法

## <一般住宅の場合>

取付管 1 本あたり 1 単位と考え、  
**単位負担金額 1 8 2 , 0 0 0 円 × 単位数**

※複数の取付管を取り付けた場合

**取付管本数 = 単位数**

**(取付管 2 本の場合、 2 単位 3 6 4 , 0 0 0 円)**

一般住宅の場合ですが、取付管1本あたり1単位と考えるため、下水道を利用する1軒または、複数の建物に対して、取付管が1本の場合には、182,000円となります。複数の取付管を取り付けた場合は、その取り付けた本数が単位数となるため、例えば取付管を2本出した場合には、2単位となり、364,000円となります。

# 受益者負担金額の計算方法

## ＜集合住宅の場合＞

**単位負担金額 182,000円×下表の単位数**

単位区分(世帯数)	単位数
2世帯まで	1単位
3世帯から4世帯まで	2単位
5世帯から6世帯まで	3単位
7世帯から8世帯まで	4単位
9世帯から10世帯まで	5単位
10世帯を超えるもの	2世帯増えるごとに 1単位加算、上限20単位

次に、集合住宅の場合ですが、集合住宅は、取付管に排水する設備がある建物の部屋数に対して一定の単位を請求するものです。例えば、取付管につなごうとする建物が、2棟8部屋あった場合には、8世帯となりますので、4単位の728,000円となります。

# 受益者負担金額の計算方法

## <店舗・事業所等の場合>

**単位負担金額 182,000円×下表の単位数**

単位区分(延べ床面積)	単位数
300㎡未満	1単位
300㎡以上500㎡未満	2単位
500㎡以上700㎡未満	3単位
700㎡以上1,000㎡未満	5単位
1,000㎡以上3,000㎡未満	10単位
3,000㎡以上	20単位

次に、店舗や事業所等の場合ですが、店舗・事業所等とは、建物の所有者が有限会社や株式会社等の法人格を有する方の場合を言います。個人所有の建物の場合には、一般住宅として取り扱います。

店舗・事業所等の受益者負担金の計算方法は、取付管に排水する設備がある建物の延床面積に対して一定の単位を請求するものです。

# 受益者負担金の納付方法

## <一括納付>

負担をまとめて納付する方法

## <分割納付>

負担金を5年で均等に区分し、各年度をさらに4期に区分して納付する方法。5年で計20回払い。

	年額	1期	2期	3期	4期
1年目	36,400	9,100	9,100	9,100	9,100
2年目	36,400	9,100	9,100	9,100	9,100
3年目	36,400	9,100	9,100	9,100	9,100
4年目	36,400	9,100	9,100	9,100	9,100
5年目	36,400	9,100	9,100	9,100	9,100

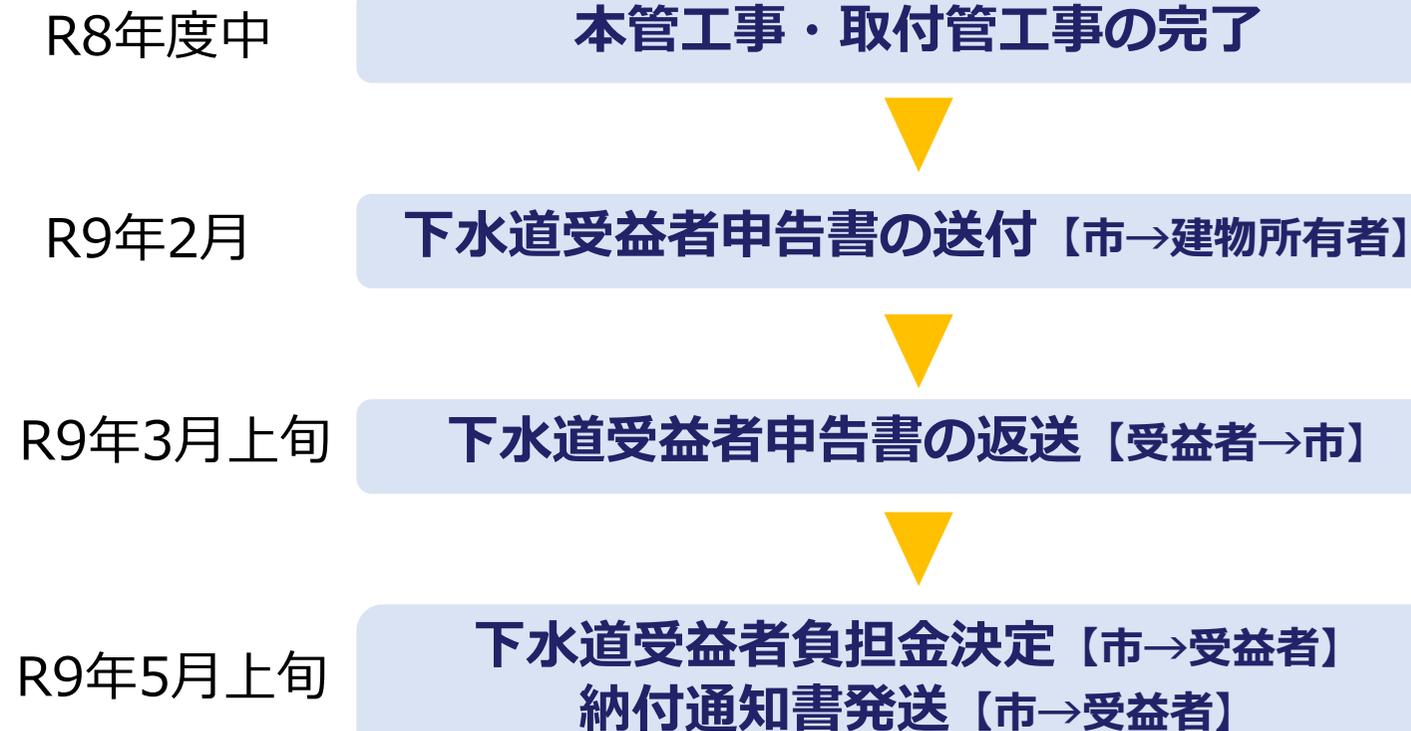
**36,400円 (9,100円×4回) ×5年 = 182,000円**

受益者負担金の納付方法は一括納付か分割納付のいずれかの方法での支払いとなります。一括納付は、負担金額をまとめて納付する方法です。分割納付は、負担金を5年で均等に区分し、各年度をさらに4期に区分して納付する方法で、5年で計20回払いとなります。

伊勢崎負担区の1単位あたりの負担金額182,000円を分割納付する場合は、1年度につき36,400円を4回に分けて9,100円ずつ納付していただき、5年で20回の分割納付となります。

# 受益者申告・納付書発送スケジュール

## <R8年度工事完了箇所の場合>



令和8年度に本管工事を行った場合、令和9年2月頃に該当の方あてに、所有する建物の延床面積等間違いがないか確認していただくため、「下水道受益者申告書」を送付します。申告書の返送は3月上旬までをお願いしております。もし期日までに申告書の返送がない場合は、その内容に間違いがないものとして処理しますのでご注意ください。申告書の内容をもとに、5月上旬に受益者の決定通知書と令和9年度分の納付通知書を発送いたします。この納付通知書には一括納付のための納付通知書もついていますので、一括納付か分割納付かご自身で選択してください。第一期の納期限は、5月末日です。期限が短く申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。

# 下水道使用料とは

下水道への接続工事が完了し、下水道の使用を始めると掛かる料金で、基本料金と水量料金で構成されています。



**基本料金** → 使用水量の有無に関わらず掛かる料金

**水量料金** → 実際の使用した水量に応じて掛かる料金

※原則、水道の使用水量

下水道使用料とは、下水道への接続工事が完了し、下水道の使用を始めると掛かる料金で、基本料金と水量料金で構成されています。基本料金とは、使用水量の有無に関わらず契約していれば掛かる料金です。水量料金とは、実際に使用した水量に応じて掛かる料金です。下水道の使用水量は原則水道の使用水量と同じ水量として計算します。水道水以外の井戸水等を排水する場合は、その水量についてもメーターを取り付けて計量することで使用水量に含まれます。

# 基本料金と水量料金（下水道使用料）

## 基本料金

（2か月あたり・税抜）

区 分	金 額
一律（口径は関係ありません）	1,400円

## 水量料金

（2か月あたり・税抜）

水量区分	金 額
1 ~ 20 <sup>m<sup>3</sup></sup>	58円
21 ~ 50 <sup>m<sup>3</sup></sup>	95円
51 ~ 100 <sup>m<sup>3</sup></sup>	106円
101 ~ 500 <sup>m<sup>3</sup></sup>	109円
501 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~	113円

伊勢崎市の基本料金と水量料金は表のとおりです。こちらは全て2か月あたりの税抜金額となります。基本料金は、水道料金とは異なりメーター口径別の基本料金となっておらず、一律1,400円となります。水量料金は、使用した水量が多いほど単価が高くなる累進制となっております。

## 下水道使用料の計算方法例

2か月45m<sup>3</sup>の汚水を下水道に流した場合

基本料金	1,400円
水量料金	1,160円 (20m <sup>3</sup> ×58円) 2,375円 (25m <sup>3</sup> ×95円)
消費税	493円 (10%)
<hr/>	
合計	5,428円 (税込)

※原則、2か月ごとに計算しての請求となります。

※水道料金とまとめてのお支払いになります。

実際の計算例を参考にご説明いたします。

2か月で45m<sup>3</sup>の汚水を下水道に流した場合、まず基本料金として1,400円がかかります。次に水量料金ですが、45m<sup>3</sup>の場合、1～20m<sup>3</sup>分については単価58円、21～45m<sup>3</sup>分は単価95円が適用になります。したがって計算としては、1～20m<sup>3</sup>分として20m<sup>3</sup>×58円で1,160円、21～45m<sup>3</sup>分として25m<sup>3</sup>×95円で2,375円となります。これに基本料金と水量料金の合計金額に対する消費税10%分として493円が加算され、合計で5,428円となります。

## 水道料金・下水道使用料の例

水道メーター口径20mmの使用者の使用水量別の水道料金と下水道使用料は下表のとおりです。

(2か月あたり・税込)

使用水量	水道料金	下水道使用料	合計金額
25m <sup>3</sup>	4,482円	3,338円	7,820円
50m <sup>3</sup>	7,810円	5,951円	13,761円
70m <sup>3</sup>	10,670円	8,283円	18,953円

水道料金と下水道使用料の合計金額がどのくらいか参考にお示しいたします。

一般家庭を想定して水道メーター口径が20mmの使用者が2か月あたり25m<sup>3</sup>・50m<sup>3</sup>・70m<sup>3</sup>使用した場合、表のとおりとなり、25m<sup>3</sup>では水道料金が4,482円、下水道使用料が3,338円、合計で7,820円、50m<sup>3</sup>では水道料金が7,810円、下水道使用料が5,951円、合計で13,761円、70m<sup>3</sup>では水道料金が10,670円、下水道使用料が8,283円、合計で18,953円となります。